

南小国町鳥獣害対策に係る原材料支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、年々顕在化する鳥獣害に対し、個々のほ場の対策だけではなく、集落等が団結して侵入防止柵等の設置等の鳥獣害対策に取り組むために必要となる原材料の支給について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 集落等 自治会、常会、組及び中山間直接支払制度における集落協定等、2戸以上の農家等の集まりをいう。
- (2) 原材料 電気柵、ワイヤーメッシュ柵、金網柵、ネット柵、電気ネット柵、トタン柵、通電性防草シート及びその他これに類するもので、本体、設置に必要な資材、安全対策資材及び納品に係る送料をいう。

(申請者)

第3条 原材料支給の申請者は、集落等の実施責任者とする。

(条件)

第4条 支給の対象は鳥獣害対策に取り組む集落等であって、次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

- (1) 集落等において、第6条に規定する申請を行う日以前の2年以内に有識者による学習会を行っていること。
- (2) 集落等内に位置するほ場の鳥獣害被害状況等について把握できていること。
- (3) 侵入防止柵等の設置等について計画を策定していること。（原材料の支給を受ける会計年度内に設置を完了することが確認できること。）
- (4) 設置後の侵入防止柵等については、集落等の所有物として適切な管理を行うこと。

(支給基準)

第5条 原材料支給の対象は、野生鳥獣の直接侵入を防ぐことを目的に侵入防止柵等を設置するものであって、集落等の2戸以上の農家等のほ場に受益が見込まれるものとする。

2 当該年度に支給することができる原材料費は、一申請につき300万円を上限とし、予算の範囲内

において支給する。

3 設置に要する労務費及び機械借り上げ料等の原材料以外の費用は対象外とする。

(申請)

第6条 申請者は、設置を行おうとする前に鳥獣害対策に係る原材料支給申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に見積書、受益者一覧表（様式第2号）及び設置場所が分かる図面等の必要書類を添えて町長に提出しなければならない。

(支給の決定)

第7条 町長は、前条の申請があった場合は、その内容を精査し、適当と認めるときは支給を決定し、申請者に鳥獣害対策に係る原材料支給決定通知書（様式第3号）により通知を行うものとする。

(原材料の支給)

第8条 申請者は、前条の決定通知を受けたときは、すみやかに原材料の納入手続きを行い、納品後町による検収を受けるものとする。

2 町長は、申請書に基づく原材料の納入が適正と認めるときは、納入業者に代金を支払うものとする。

(設置の完了)

第9条 申請者は、侵入防止柵等の設置を完了したときは、町長に鳥獣害対策に係る侵入防止柵等設置完了届（様式第4号）を提出するものとする。

(原材料費の返却)

第10条 町長は、第8条の支給を受けた原材料が適正に使用されていない場合又は支給を受けた会計年度内に設置を完了できない場合は、支給の決定を取り消すとともに、支給した原材料費の返還を集落等に命ずるものとする。

2 集落等は、前項の返還命令を受けた場合は、命令を受けた日から30日以内に一括して支給された原材料費全額を返還するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

この告示は、令和7年9月1日から施行する。

鳥獣害対策に係る原材料支給申請書

年 月 日

南小国町長 様

(申請者) 集 落 等 名 _____
代表者住所 南小国町大字 _____ 番地 _____
代表者氏名 _____
代表者電話 _____ - _____ - _____

当集落等において、団結して侵入防止柵等の設置等を行い、支給された原材料により設置した侵入防止柵等についても、当集落等が連携して適切な管理を行いますので、必要となる下記の原材料を支給されますよう申請します。

記

1. 必要となる原材料の種類及び数量
別添見積書のとおり
2. 受益者数
_____名（別添「受益者一覧表」のとおり）
3. 設置場所
別添「設置場所が分かる図面」のとおり
4. 支給希望年月日及び設置完了予定年月日
支給希望：_____年 _____月 _____日
設置完了：_____年 _____月 _____日
5. 支給対象条件
☐ 有識者による学習会（有識者名：_____・実施日：_____年 _____月 _____日）
☐ 鳥獣害被害状況等の把握
☐ 侵入防止柵等の設置等についての計画策定
6. 添付書類
☐ 見積書 ☐ 受益者一覧表 ☐ 設置場所が分かる図面

受益者一覧表

（ 枚中 枚目）

No.	受益者名	区分	受益ほ場地番
		☐ 農業者 ☐ 非農業者	
		☐ 農業者 ☐ 非農業者	
		☐ 農業者 ☐ 非農業者	
		☐ 農業者 ☐ 非農業者	
		☐ 農業者 ☐ 非農業者	
		☐ 農業者 ☐ 非農業者	
		☐ 農業者 ☐ 非農業者	
		☐ 農業者 ☐ 非農業者	
		☐ 農業者 ☐ 非農業者	
		☐ 農業者 ☐ 非農業者	

発第 号
年 月 日

（集落等名）

代表者 （代表者名） 様

南小国町長

鳥獣害対策に係る原材料支給決定通知書

年 月 日付で申請のありました鳥獣害対策に係る原材料支給につきまして、下記のとおり決定しましたので通知します。

つきましては、すみやかに原材料の納入手続を行い、納品後は町による検収が必要となりますので、納品予定日が判明し次第、連絡をお願いします。

記

1. 支給原材料

2. 支給の条件

- （1）集落等が一丸となって鳥獣害対策に取り組むこと。
- （2）策定した計画に沿った設置等を行うこと。
- （3）設置後の侵入防止柵等については、集落等の所有物として適切な管理を行うこと。
- （4）原材料が適正に設置等されていない場合又は支給を受けた年度内に設置等を完了できない場合は、返還命令を受けた日から 30 日以内に一括して支給された原材料費全額を返還すること。
- （5）集落等が設置等を行った侵入防止柵等が原因で起こった問題に対しては、集落等で責任をもって対処すること。

様式第4号（第9条関係）

鳥獣害対策に係る侵入防止柵等設置完了届

年 月 日

南小国町長様

(申請者) 集落等名	_____
代表者住所	南小国町大字 _____ 番地
代表者氏名	_____
代表者電話	_____ - _____

支給された原材料による侵入防止柵等の設置が完了しましたので、下記のとおり届け出ます。

記

1. 設置開始年月日
_____ 年 月 日

2. 設置完了年月日
_____ 年 月 日

3. 添付書類
- ☐ 設置前の写真
 - ☐ 設置作業中の写真
 - ☐ 設置後の写真